

重修北宋國子監本『李善注文選』序説

六二

岡村 繁

一

北宋國子監本『李善注文選』六十卷は、中國の『文選』刊刻史上、初めて勅旨を奉じて多くの學者が校勘を重ね、前後二十數年の歲月を費やして摹印頒行された劃期的文化所産である。その刻刊の具體的な経緯については、まず『宋會要輯稿』^①崇儒(四)に、

(景德)四年(一〇〇七)八月、三館(昭文館・集賢院・國史館)の祕閣の直館・校理に詔して、『文苑英華』・『李善(注)文選』を分校せしめ、摹印頒行す。『文苑英華』は、前に編次する所未だ精ならざるを以て、遂に文臣に令して古賢の文章を擇び、重ねて編録を加へ、繁を芟り闕を補ひて、之を換易せしむ。卷數は舊の如し。又工部侍郎の張秉・給事中の薛映・龍圖閣侍制の戚綸・陳彭年に令して之を校せしむ。『李善(注)文選』は、校勘畢り、先づ刻板せしめ、又官に命じて覆勘せしむ。未だ幾ばくならずして宮城に火ありて、^②二書皆燼す。天聖中に至り、三館の書籍を監する劉崇超、上言して、『李善(注)文選』は、援引該博、典故分明なり。國子監官を集めて校定・淨本(清書)し、三館に送りて雕印せんと欲す^③と。之に従ふ。天聖七年(一〇二九)十一月、板成る。又直講の黃鑑・公孫覺に命じて焉を校對せしむ。

と記し、ついで南宋初、程俱(二〇七八〜二一四四)の『麟臺故事』^④卷二(校讎)に、

(大中祥符)四年(一〇一一)八月、三館の祕閣の直官(直館)・校理を擇びて、『文苑英華』・『李善(注)文選』を校勘せしめ、摹印頒行す。

と録し、さらに南宋の王應麟(二二二三〜二九六)の『玉海』卷五十四(雍熙の『文苑英華』)に引く『實録』にも、

景德四年(一〇〇七)八月丁巳、直館・校理に命じて、『文苑英華』及び『文選』を校勘せしめ、摹印放行す。祥符二年(一〇〇九)十月己亥、太常博士の石待問に命じて校勘せしめ、十二月辛未、又張秉・薛映・戚綸・陳彭年に命じて覆校せしむ。

と述べ、また朝鮮宣徳三年(一四二八)下季良跋活字印本『六家注文選』六十卷^⑤(以下、奎章閣本と稱する)の卷末に附載された北宋國子監本『李善注文選』の校勘・雕造・進呈記録には、

天聖三年（一〇二五）五月、校勘了畢

校勘官：將仕郎・守許州司法參軍・國學說書 臣 公孫覺

校勘官：將仕郎・守常州晉陵縣主簿・國學說書 臣 賈昌朝

校勘官：文林郎・守宣州寧國縣主簿・國學說書 臣 張遼

校勘官：承務郎・守彭州錄事參軍・國學說書 臣 王式

校勘官：文林郎・守泗州錄事參軍・國學說書 臣 王植

校勘官：將仕郎・守信州貴溪縣令・國學說書 臣 王暉

校書官：宣德郎・守饒州軍事判官・國學說書 臣 黃鑑

天聖七年（一〇二九）十一月 日、雕造了畢

校勘印板：承奉郎・守大理寺丞・充國子監直講・兼北宅・故河州觀察院

教授 臣 公孫覺

校勘印板：朝奉郎・守祕書丞・騎都尉 臣 黃鑑

天聖九年（一〇三一）月 日、進呈

菅勾雕造：供備庫副使・銀青光祿大夫・檢校太子賓客・兼御史大夫・同

菅勾景靈宮公事・并奉真殿・兼同勾當三館祕閣公事・翰林司・上都尉・

中山縣開國子・食邑五百戶 臣 藍元用

菅勾雕造：供備庫副使・帶御器械・銀青光祿大夫・檢校工部尚書・兼御

史大夫・同勾當三館祕閣公事等・兼菅勾起居院兵吏部官告院・提舉國子

監書籍庫・兼同勾當御前忠佐軍頭引見司・上輕車都尉・保定郡開國侯・

食邑一千五百戶 臣 皇甫繼明

金紫光祿大夫・行尚書・工部侍郎・參知政事・上護軍・太原郡開國侯・

食邑一千六百戶・食實封四百戶 臣 王曙

正奉大夫・給事中・參知政事・柱國・河東郡開國公・食邑二千五百戶・

食實封八百戶・賜紫金魚袋 臣 薛奎

金紫光祿大夫・行給事中・參知政事・柱國・潁川郡開國公・食邑二千五

百戶・食實封一千戶 臣 陳堯佐

推忠協謀同德佐理功臣：光祿大夫・行尚書・吏部侍郎・同中書門下平章
事・昭文館大學士・監修國史・上柱國・東平郡開國公・食邑五千戶・食
實封一千九百戶 臣 呂夷簡

とある。

以上に列挙した宋代の諸記録に據れば、北宋國子監本『李善注文選』
六十卷の校勘印行は、今から約一千年前、北宋中期の眞宗・仁宗の交、
たまたま眞宗末年の大中祥符八年（一〇一五）夏四月壬申に勃發した「宮
城大火、二書（『文苑英華』『李善文選』）皆燼」の災禍を挟んで、前後二次
に亘って實施されたわけだが、その第一次校勘印行は、眞宗の景德四年
（一〇〇七）八月に開始、大中祥符四年（一〇一一）八月に完成、印行。

第二次校勘印行は、仁宗の天聖初年に開始、同三年（一〇二五）五月校勘
了畢、同七年（一〇二九）十一月雕造了畢、同九年（一〇三一）天子に進
呈されたようである。かの南宋孝宗の淳熙八年（一一八二）、晉陵の尤妻
が貴池郡齋で校刊した『李善注文選』六十卷より遡ること實に一百五十
年。まことに、この北宋監本の摹印頒行は、以後につづく各種の『文選』
刻本の先驅的權威として、近世「文選學」の開幕を飾るにふさわしい一
大盛事であったと言えよう。

二

では、この北宋國子監本『李善注文選』六十卷は、そもそもどのような
内容を呈していたのであろうか。その具體的な全貌を推察する手懸か
りとなる貴重な當時の殘卷が、幸いにも身近に二部も現存している。

その一つは、北京圖書館藏北宋刊本『李善注文選』殘卷（劉啓瑞・周叔
弼舊藏）。『北京圖書館古籍善本書目』に據れば、卷十七・十八・十九、

卷三十・三十一、卷三十六・三十七・三十八、卷四十六・四十七、卷四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八、卷六十の計二十一卷、十四冊を存する。この北京圖書館藏北宋監本殘卷の内容については、最近、畏友傳剛の『文選版本研究』(二〇〇〇年九月、北京大學出版社刊)に頗る精確克明な解説がある。曰く、

この北宋監本は尤袤刻本より早いので、二本を比較対照してみると、同じくない個所が極めて多い。例えば卷十七・十八の諸賦では、(監本の)李善注は多く袁本・茶陵本と同じであるのに、尤本とは多く異なる。卷十九「洛神賦」では、監本でさえも(その李善注に)「記曰」以下一連の李善注の文がなく、尤本とは歴然と異なっている。今、尤本の「出師表」(卷三十七)を用いて監本と比較し、胡克家の『文選考異』に引くところの袁本・茶陵本を参照してみると、監本が常に袁本・茶陵本には同じくして、尤本とは異なることが理解される。

(1)「未嘗不嘆息痛恨於桓靈也」句下の注。

尤本には「桓靈、後漢二帝。用闡豎所敗也」十二字があり、監本には「用闡豎所敗也」六字がなく、これは袁本と同じ。

(2)「深追先帝遺詔」句。

監本に「遺詔」二字なく、袁本・茶陵本に同じ。

(3)「臣不勝受恩感激、今當遠離」句。

監本に「激今」二字なく、袁本・茶陵本に同じ。

さらに「齊竟陵文宣王行狀」(卷六十)を用いて例とすれば、尤本と監本とは、やはり異なるところが多い。

(1)「樂分龍趙」句の注。

尤本は「應劭『漢書注』曰、申公作魯詩、韓嬰作韓詩、后倉作齊

詩也」に作り、監本は「應劭曰、申公作魯詩、韓嬰作韓詩。臣瓚曰、韓固作齊詩也」に作る。奎章閣本・明州本・建本及び袁本・茶陵本、いずれも監本に同じ。胡克家『考異』(卷十)に言う、「袁本・茶陵本には『漢書注』三字なし。案ずるに、無き者、是なり」と。又言う、「袁本・茶陵本は、『后倉』二字を『臣瓚曰、韓固』五字に作る。案ずるに、二本是なり。『韓』は乃ち『轅』の譌、『儒林傳』證すべし。尤は顔注『藝文志』の所引に據つて之を改む。非なり」と。

(2)「東夏形勝、關河重複」句の注。

尤本は「尚書、王曰」の上に、「東夏、會稽也」五字があるが、監本にはない。案ずるに、五臣銑注に言う、「東夏、會稽郡也。復、阻也」と。尤本の此の五字は、疑うらくは五臣注の誤入と爲す。

(3)「良田廣宅、符仲長之言」句下の注。

尤本は「少好學」に作り、監本は「少好事」に作り、奎章閣本・明州本・建州本は監本に同じ。

以上の諸例より見れば、監本は明らかに尤本と同一系統ではなくて、明州本・建本の李善注と系統が相同じ。これは、明州本・建本が共に奎章閣本の底本の秀州本に起源し、さらにその秀州本の李善注の底本は北宋の天聖年間の國子監本であり、尤刻本には別に來歴があつたからである。(二五八・一五九頁)

一方、他の一つは、臺北の國立故宮博物院藏北宋刊本『李善注文選』殘卷(北平圖書館舊藏)。現在、卷一・二・三・四・五・六、卷八・九・十・十一、卷十六の計十一卷、六冊を存する。卷五以外は、各巻いずれも殘佚。この臺北故宮博物院藏北宋監本殘卷の内容については、周知のごとく張月雲の「宋刊文選李善單注本考」(一九八五年夏、國立故宮博物院

通稱「奎章閣本」^⑥。

(2) 北宋徽宗の崇寧・政和間(一一〇六―一一二二)、蜀の廣都(四川省成都市内)裴氏刊本『六家文選』六十卷(臺北・國立故宮博物院藏。通稱「廣都本」)。およびこの廣都本の最も精密な覆刻として著名な明の袁褱の嘉趣堂仿宋刊本『六家文選』六十卷(通稱「袁本」)。

であつた。だとすれば、現存する數多くの『文選』傳本のうち、わずかにこの廣都本(袁本)と奎章閣本との二種だけが、他の諸本の場合と異なり、廣都本(袁本)の巻首に特に北宋國子監本『李善注文選』雕印に對する「准勅節文」を掲載し、また奎章閣本の巻末附記に特に北宋國子監本『李善注文選』の校勘・雕印・進呈の年月と校勘官・雕造官・進呈官の名簿を列記している状態も、あながち偶然とは言えないであらう。

三

顧みれば、北宋仁宗の天聖初年前後(一一〇三ごろ)の作と推定される「國子監准勅」(國子監の『李善注文選』刊印を許可する詔勅)の節文には、

『五臣注文選』は、傳行(流傳通行)已に久し。竊かに『李善(注文選)』を見るに、援引該贍、典故分明なり。若し雕印を許さば、必ず大段に流布せん。國子監の説書の官員を差びて、校定(校正)・淨本(清書)の後、板本を鈔寫し、更に切に對讀の後、板に上せ、三館に就きて雕造せしめんことを欲乞(欲求)し、勅旨を候つ。勅を奉じて、宜しく奏する所に依つて施行すべし。(袁本『六家文選』巻首、および清の彭元瑞(一七三二―一八〇三)『知聖道齋讀書跋』卷二「昭明文選」に引く。)

と言ひ、また前述のごとく『宋會要輯稿』崇儒(四)・『麟臺故事』卷二(校讎)・『玉海』卷五十四に引く『實錄』等、幾種かの宋代史料にも、當時の國子監が、前後二十數年間もの長期にわたり、その過程で「宮城大火、二書皆燼」という絶望的な不慮の災禍に遭遇しながらも、終始執念にも似た熱意をもつて、能くこの文化的大業を完遂した経緯が忠實に記録されている。

では、當時の北宋國子監は、なぜこれほどまでに國子監の聴力を擧げて『李善注文選』の摹印頒行を推進する必要があつたのだろうか。思うに、當時は北宋王朝の創建後わずかに四十餘年、開設當初の國子監としては、國家文教の最高機關・國立諸學校の最高學府としての責任上、從來すでに流傳の久しかつた『五臣注文選』という通俗的俚儒的解釋をいつまでも黙認放置しておくわけにゆかず、改めて天子の協贊の下、新國家の文教事業にふさわしく、「援引該博、典故分明」なる『李善注文選』という學問的注解を一刻も早く正確に天下に摹印頒行する必要に迫られていたからであらう。時に蘇軾(一一〇三―一一〇二)が、その著『東坡志林』卷一・『東坡題跋』卷二に、

『李善注文選』は、本末詳さに備はり、極めて喜ぶべし。所謂『五臣(五臣注文選)』なる者は、眞に俚儒の荒陋たる者なり。而るに世は以爲へらく「善(李善注)より勝れり」と。亦た謬れるかな矣。

と道破した時期に先立つこと優に數十年前も前であつた。

とにかく、このようにして北宋國子監本『李善注文選』六十卷は、以後、若干の補修訂正を加えられながらも、ほとんど一切の刻本李善注の權威ある祖本として、宋代文選學に決定的な新基盤を提供するものであ

つたと言えよう。してみれば、われわれが改めて宋代以降の文選學の變遷を再検討する上からも、なんとかこの北宋監本『李善注文選』全六十卷の原貌を、その現存殘卷をも組み入れつつ、全面的に復元できないものであろうか。僭越ながら、管見の及ぶところ、幸いにもその復元を可能にする手懸かりになりそうな具體的事象を幾例か看取することができた。例えば以下に列擧するところがそれである。

(1) 卷二、張衡「西京賦」：「上飛闔而仰眺、正睹瑤光與玉繩」の李善注。

(北宋監本)

春秋運斗樞曰、北斗七星、第十日瑤光。

(奎章閣本・袁本)

春秋運斗樞曰、北斗七星、第十日瑤光。

(尤本)

春秋運斗樞曰、北斗七星、第七日瑤光。

案ずるに『淮南子』本經訓に「瑤光とは萬物を資糧する者なり」と言い、その高誘注にも「瑤光とは、北斗杓の第七星を謂ふなり」と釋する。北宋監本の「十」字は「七」の訛誤。奎章閣本・袁本はこの訛誤をそのまま踏襲したのである。

(2) 同「緹衣韎韐、睢盱拔扈」の李善注。

(北宋監本)

毛詩曰、無然畔換。鄭玄曰、畔換猶拔扈也。

(奎章閣本・袁本)

毛詩曰、無然畔換。鄭玄曰、畔換猶拔扈也。

(尤本)

毛詩曰、無然畔援。鄭玄曰、畔援猶拔扈也。

現行の『毛詩』大雅「皇矣」には「無然畔援（然く畔援せしむる無かれ）」

重修北宋國子監本『李善注文選』序説

六七

とあり、鄭箋に「畔援は猶ほ拔扈のごとし」と釋する。「畔援」は、また「畔換」に作る。『漢書』敍傳下に「項氏畔換」と言い、その顏師古注に「畔換は、強恣の貌。猶ほ跋扈と言ふがごときなり。『詩』大雅「皇矣」篇に曰く、『無然畔換』と」と釋する。「換」と「援」とは聲義とも相近い。北宋監本と奎章閣本・袁本とは、いずれも夙に亡佚した『毛詩』の文を引き、尤本はこれを通行の『毛詩』の文に改めたのであろう。

(3) 卷四、左思「三都賦序」作者下の李善注。

(集注本)

臧榮緒晉書曰、左思、字泰沖、齊國人也。少博覽文記、欲作三都賦、乃詣著作郎張載、訪岷邛之事。遂構思十稔、門庭藩溷、皆著筆紙、遇得一句、即便疏之。徵爲祕書。賦成、張華見而咨嗟。都邑豪貴、競相傳寫、遍于海內也。

(北宋監本・奎章閣本・袁本)

臧榮緒晉書曰、左思、字太沖、齊國人。少博覽文史、欲作三都賦、乃詣著作郎張載、訪岷邛之事。遂構思十稔、門庭藩溷、皆著紙筆、遇得一句、即便疏之。徵爲祕書。賦成、張華見而咨嗟。都邑豪貴、競相傳寫、遍于海內也。

(尤本)

臧榮緒晉書曰、左思、字太沖、齊國人。少博覽文史、欲作三都賦、乃詣著作郎張載、訪岷邛之事。遂構思十稔、門庭藩溷、皆著紙筆、遇得一句、即便疏之。徵爲祕書。賦成、張華見而咨嗟。都邑豪貴、競相傳寫。三都者、劉備都益州、號蜀、孫權都建業、號吳。曹操都鄴、號魏。思、作賦時、吳蜀已平。見前賢文之是非、故作斯賦、以辨衆惑。

賦、以辨衆惑。

案ずるに、尤本に至つて始めて出現する「三都者」以下四十六字の解説部分は、明らかに集注本以来の五臣呂向注からそのまま剽竊援用してきた部分である。

(4) 卷十一、何晏「景福殿賦」作者下の李善注。

(奎章閣本・袁本)

典略曰、何晏、字平叔。南陽人也。
尚金郷公主、頗有材能。爲散騎常侍、
遷尚書、主選。及曹爽反誅、晏并收、
斬東市。

(尤本)

典略曰、何晏、字平叔。南陽人也。
尚金郷公主、有奇才、頗有材能。美
容貌。魏明帝將東巡、恐夏熱。故許
昌作殿、名曰景福。既成、命人賦之、
平叔遂有此作。平叔爲散騎常侍、遷
尚書、主選。後曹爽反、爲司馬宣王
斬於東市。

案ずるに五臣張銑注に言う、「典略云、何晏、字平叔。南陽人也。有奇才、
美容貌。魏明帝將東巡、恐夏熱。故許昌作殿、名曰景福。既成、命人賦
之、平叔遂有此作。平叔任爲尚書、主選。後爲司馬宣王斬於東市」(南
宋初刊の明州本に據る)と。おそらく尤本は、前述の例(3)の場合と同
様、この五臣注に引く『典略』の文を適宜吸収して、それまでの簡
約な李善注を補修し、もつて「景福殿賦」の解説にふさわしい文章と
したのであろう。

(5) 卷四十、楊脩「答臨淄侯牋」：「敢望惠施、以忝莊氏」の李善注。

(集注本)

曹植書曰、其言之不慙、
恃惠子之知我也。

(奎章閣本・袁本)

曹植書曰、其言之不慙、
恃惠子之知我也。

(尤本)

曹植書曰、其言之不慙、
恃惠子之知我也。
修言、己豈敢望比惠施
之德、以忝辱於莊周之
相知乎。
莊周、喻植也。惠施・
莊周、相知者也。故引
之。

案ずるに五臣張銑注に言う、「植書曰、其言之不慙、恃惠子之知我。脩
言、己豈敢比惠施之德、以忝辱於莊周之相知乎。莊周、喻植也。惠施・
莊周、相知者也。故引之也」(「集注本」に據る)と。だとすれば、尤本
に至つて始めて見える「修言」以下の解釋・解説部分三十七字は、前
例の(3)(4)の場合と同様、唐鈔本以来の五臣注をそのまま盜竊利
用したこと、正に疑う餘地はない。

(6) 吳質「在元城、與魏太子牋」：「南望邯鄲、想廉藺之風」の李善注。

(奎章閣本・袁本)

廉頗・藺相如、俱趙將也。

(尤本)

廉頗・藺相如、趙國之賢將也。故想
其風。邯鄲、趙所都也。

案ずるに、唐代中期鈔本の面目を伝えるわが三條家舊藏『五臣注文選』
卷二十(平安中期鈔本)に據れば、劉良注を載せて「廉頗・藺相如、趙
之賢將也。故想其風。邯鄲、趙所都也」とある。して見れば、この部

分の李善注の場合、奎章閣本・袁本に見られるような古來の李善注九字は、尤本等南宋の刊本に至って全面的に五臣注の文二十一字とすりかえられたことになる。

(7) 卷四十六、陸機「豪士賦序」：「身逾逸而名逾劭」の李善注。

(集注本)

小雅曰、劭、美也。

(奎章閣本・袁本)

小雅曰、劭、美也。

(尤本)

爾雅注曰、劭、美也。

案ずるに、集注本および奎章閣本・袁本の李善注が共に引用する『小雅』とは、漢の孔鮒(?)撰『小爾雅』廣詁の文。亡佚。尤本が「爾雅注」三字に作るのは、凭空捏造。ちなみに李善注では元來『小爾雅』をすべて『小雅』に作る。

(8) 同、王融「三月三日曲水詩序」：「褰帷斷裳、危冠空履之吏」の李善注。

(集注本)

范曄後漢書曰、賈琮爲冀州刺史。琮之部、升車言曰、刺史當遠視廣聽、糾察美惡、何有反垂帷裳、以自掩塞乎。乃命御者褰之。百城聞風、自然震悚。

(北宋監本・奎章閣本・袁本)

范曄後漢書曰、賈琮爲冀州刺史。琮之部、升車言曰、刺史當遠視廣聽、糾察美惡、何有反垂帷裳、以自掩塞乎。乃命御者褰之。百城聞風、自然震悚。

(尤本)

後漢賈琮、爲冀州刺史、車垂赤帷而行。及至州、自言曰、刺史當遠視廣聽、糾察美惡、何有反垂帷裳、以自掩塞乎。乃命御者褰之。百城聞風、自然震悚。

案ずるに、集注本および北宋監本・奎章閣本・袁本の李善注が均しく引用する范曄「後漢書」の文は、賈琮傳に見える。一方、尤本の李善注の文に酷似したものは、五臣張銑注に「後漢賈琮、爲冀州刺史、車垂帷而行。及至州、自言曰、刺史當遠視廣聽、何有反垂帷於車、以自掩蔽。乃命御車褰去其帷」とある(南宋高宗紹興三十一年刊『五臣注文選』に據る)。おそらく尤本は、この五臣張銑注の文を少なからず取り入れたために、必然的に舊注冒頭の「范曄後漢書曰」六字が不適切となり、やむなくこれを削去したのであろう。

(9) 卷四十七、夏侯湛「東方朔畫贊」作者下の李善注。

(集注本)

臧榮緒晉書曰、夏侯湛、字孝若。譙國人。才章富盛、早有名譽。爲散騎常侍、卒。

(北宋監本・奎章閣本・袁本)

臧榮緒晉書曰、夏侯湛、字孝若。譙國人。才章富盛、早有名譽。爲散騎常侍、卒。

(尤本)

臧榮緒晉書曰、夏侯湛、字孝若。譙國人也。美容儀、才華富盛、早有名譽。與潘岳友善、時人謂之連璧。爲散騎常侍、卒。此贊、爲當時所重。

案ずるに、五臣張銑注は臧榮緒『晉書』を引いて、その文、尤本に引くところと全く同じ。恐らく尤本は、前述の例(6)の場合と同様、全面的に舊來の李善注の引文を五臣注の引文とすりかえて、この夏侯湛「東方朔畫贊」の解説としたのであろう。

(10) 同、袁宏「三國名臣序贊」：「故二八升而唐朝盛、伊呂用而湯武

寧」の李善注。

(集注本)	二八、謂八元・八愷也。	(北宋監本・奎章閣本・袁本)	(尤本)
			舜舉八元・八愷、用之於堯時也。
伊、伊尹也。呂、呂望也。			成湯得伊尹、武王得呂望、而社稷安也。

案ずるに、五臣張銑注の文、尤本に説くところと全く同じ。おそらく尤本は、前述の諸例と同様、全面的に舊來の李善注を廢して五臣注の文に入れ替えたのであろう。

以上に列擧した諸例に見られるように、管見をもつてしても、やはり北宋國子監本『李善注文選』の内容に最も近似する古刻本は、われわれの身邊に比較的近い完本では、北宋の秀州州學編校刊本『六家注文選』(秀州本)を祖本とする韓國の奎章閣本と、同じく北宋の廣都裴氏刊本『六家注文選』(廣都本)を忠實に覆刻したと稱せられる明の袁褱仿宋刊本(袁本)との兩本に搾り込めるようである。そして、さらに補足するならば、わが國に傳わる唐代鈔本『文選集注』殘卷に引く李善注も決して忘れてはならないであらう。

結び

これを要するに、北宋國子監本『李善注文選』六十卷の摹印頒行は、北宋王朝創建から未だ幾許も経ていなかった眞宗・仁宗のころ、新國家文教の最高機關であつた國子監が、その責任上、その新施策の一つとし

て、從來すでに流傳の久しかった通俗的俚儒的『五臣注文選』を廢して、新しく今後の文選學に本格的な權威ある學問的基盤を提供しようとする一大文化事業であつた。

ところで、われわれがこの北宋監本を復元しようとする場合、まず最初になすべきことは、言うまでもなく、幸いに僅かながらも現在北京圖書館と臺北の國立故宮博物院に珍藏される北宋監本の殘卷によつて、その原貌を一應確認する作業である。ついで、この基礎的な部分的確認を活用して更に推進させるべき本格作業は、前述した北宋監本殘卷に對する再點檢をも含めて、全六十卷にわたり、主として集注本ならびに奎章閣本・袁本の李善注に據つて、可能なかぎり北宋監本の全容復元を試みることはないか。

かくて今後、ともかくも北宋國子監本『李善注文選』六十卷の全貌が見えてきた場合、もしかすると、北宋以後の『文選』に對する從來の認識は、かなり變更せざるを得なくなるのではないか。例えば、われわれの豫想に反して南宋の尤本が少なからず五臣注を攝取盗用している實態は、以後の尤本の顯著な普及流傳を招來する絶好の要因になつたのではなかつたか。また宋代以降の李善本・五臣本『文選』刊本の卷首「文選序」をはじめ全卷の正文中に共通して見られる夾注音釋は、決して李善本が五臣本より借用してきたものではなく、當時の社會機構上、兩者共に北宋監本のそれに準據したものではなかつたか。さらにまた、わが國の王朝時代には、李善・鈔・音決・五家・陸善經の諸注を整然と列擧した、いわば網羅的集約的な『文選集注』百二十卷が行われていたのに、なぜ本國の北宋時代には、ほぼ同時代であるにも拘わらず、ほとんど『六家注文選』『六臣注文選』だけに限られて刊刻頒行されていたのか等々、新しく出て來そうな諸問題をも解明することができるかも知れない。私

注

- ① 『宋會要輯稿』不分卷。『宋會要稿』とも言う。北宋、仁宗の天聖八年（一〇三〇）より南宋、理宗の端平三年（一二三六）までの勅修。清の徐松（一七八一〜一八四八）輯。民國二十五年（一九三六）國立北平圖書館景印。
- ② 宮城火 『宋史』眞宗紀三に、「大中祥符八年（一〇一五）夏四月壬申、榮王元儼の宮に火ありて、延いて殿閣・内庫に及ぶ」と。
- ③ この劉崇超の言は、『文選』廣都本（袁本）巻首や、清の彭元瑞（一七三一〜一八〇三）『知聖道齋讀書拔』巻二（昭明文選）に載せる「國子監の『李善注文選』刊印を准勅する節文」にも、ほぼ同文で見える。
- ④ 「麟臺」は、祕書省。『麟臺故事』の著述事情については、『宋史』文苑傳（七）に、「紹興の初、始めて祕書省を置き、俱を召して少監と爲す。……時に庶事草創にして、百司の文書、例^{（例）}ね省記に従ふ。俱、三館の舊聞を撫ひ、比次して書を爲し、名づけて『麟臺故事』と曰ひ、之を上る」と。書中、多く宋初の史事・典章・文物を記す。
- ⑤ この朝鮮古活字本は、現在、韓國ソウル大學校中央圖書館（奎章閣舊藏）・日本東京大學東洋文化研究所（周防山口洞春寺舊藏）に珍藏される。特に前者の奎章閣舊藏本は、一九八三年、ソウル市の正文社によって景印公刊され、われわれも比較的容易に披閱できるようになった。
- ⑥ 奎章閣本『六家注文選』所引の李善注が、もともと北宋天聖年間の國

子監本を底本とした秀州本『六家注文選』を嚴密正確に復刻した傳本であることについては、前述の傳剛『文選版本研究』の下篇「文選李善注原貌考論」（二一〇〜二六頁）に詳審な考證がある。

⑦ 「欲」字、奎章閣本は「遂」に作る。今、袁本に従う。

⑧ 詳しくは拙論「宋代刊本『李善注文選』に見られる『五臣注』からの剽竊利用」（二〇〇〇年三月、汲古書院刊『村山吉廣教授古稀記念中國古典學論集』七二一〜七二三頁）参照。以下の例（4）（5）（6）の場合も同じ。

⑨ この三條家舊藏本は天壤間の孤本。一九三七年、京都東方文化學院景印（『東方文化叢書』第九。一九八〇年、天理大學出版部景印（『天理圖書館本叢書』漢籍之部第二卷）。

⑩ 「趙」字の下、奎章閣本・袁本の良注には、いずれも「國」字があつて、尤本の文と合致する。

⑪ この南宋刊本は、建陽（福建省建陽縣）の陳八郎崇化書坊刊（通稱「崇化本」）。一九八一年十月、臺北の國立中央圖書館景印。以下、同じ。

⑫ 一九一八年、上虞羅振玉景印・石印『唐寫文選集注殘本』。存十六卷。

一九三五〜一九四二年、『京都帝國大學文學部景印舊鈔本』第三〜第九集。存二十三卷。二〇〇七年、上海古籍出版社刊『唐鈔文選集注彙存』全三冊（海外珍藏善本叢書）。存二十四卷。

（九州大學・久留米大學名譽教授）